

事前配布資料 一覧

項目	頁
宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿	1
宍粟市特別職報酬等審議会条例	2
「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」及び「宍粟市情報公開条例」の一部抜粋	3
用語解説	4
特別職等の報酬等の推移	5
特別職等の期末手当支給率の推移	6
職員との比較（合併以降の報酬等推移）	7
過去の特別職報酬等審議会の審議結果等	8
平成29年度の答申	9
平成30年度の答申	16
給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント	20
県内他市の給料、報酬、期末手当	別冊(A3)
県内他市のうち、各指標が類似する団体との比較	別冊(A3)

令和元年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

任期:令和元年10月1日～令和3年9月30日

氏名	団体等
大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長
谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長
岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長
石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事
山國 和志	公募委員

宍粟市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則 (略)

【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

（会議の公開等）

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- (1) 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

用 語 解 説

財政力指数	<p>地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額 ※1 を、基準財政需要額 ※2 で除して得た数値の過去3か年の平均値。</p> <p>1に近いほど、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。</p> <p>【算定式】 $\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額} \quad (\text{左記の過去3か年平均})$</p>
ラスパイレス指数	<p>職員の給与水準を国と比較するために用いられる指数。</p> <p>比較しようとする地方公共団体の経験年数別職員構成などが、国の構成と同一であると仮定した場合に算出される給料総額の比較指数であり、国の指数は100として示される。</p>
経常収支比率	<p>人件費、扶助費 ※3、公債費 ※4 のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合（%）。</p> <p>財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化 ※5 が進んでいることを表す。</p> <p>【算定式】 $\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100$</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示した指標。</p> <p>通常水準の行政事務を行う上で必要な一般財源の総量で、財政指標の算出等に利用される。</p> <p>【算定式】 $(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税 ※6 等}) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債 ※7 の発行可能額}$</p>

- ※1 基準財政収入額 = 各自治体が標準的な状態で徴収できる税収のこと。（税交付金や地方譲与税を含む。）
- ※2 基準財政需要額 = 各自治体が行政事務を遂行するために必要な経費のこと。
- ※3 扶 助 費 = 児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。
- ※4 公 債 費 = 公債の償還や利子の支払いに要する経費。
- ※5 財政構造の硬直化 = 予算（財源）のうち、経常的経費の占める割合が高くなることで、新規事業のための弾力的な財政運営が困難になること。
- ※6 地 方 譲 与 税 = 国が徴収した特定の税目（自動車重量税など）の税収について、一定の基準により地方公共団体に譲与するもの。
- ※7 臨時財政対策債 = 地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額、国が負担する。

特別職等の報酬等の推移（答申及び条例改正経緯）

報酬審議会答申内容

H17当初			
報酬額	調整手当5%	計	
市長	860,000	43,000	903,000
副市長	700,000	35,000	735,000
教育長	650,000	32,500	682,500
議長	398,000		
副議長	302,000		
議員	280,000		

H20.2.6答申	
新報酬額	改定率
893,000	△47,000(▲5%)
722,000	△38,000(▲5%)
651,000	△34,000(▲5%)
439,000	△23,000(▲5%)
363,000	△19,000(▲5%)
339,000	△18,000(▲5%)

H22.1.29答申	
新報酬額	改定率
880,000	△60,000(▲6.4%)
712,000	△48,000(▲6.3%)
638,000	△47,000(▲6.9%)
448,000	△14,000(▲3.0%)
370,000	△12,000(▲3.1%)
346,000	△11,000(▲3.1%)

H29.12.13答申		
新報酬額	改定率	改定率
		期末手当支給率(年)
880,000		4.2月
712,000	改定せず	4.2月
638,000		4.2月
448,000		4.2月
370,000	改定せず	4.2月
346,000		4.2月

H30.11.21答申		
新報酬額	改定率	改定率
		期末手当支給率(年)
880,000		4.2月
712,000	改定せず	4.2月
638,000		4.2月
448,000		4.2月
370,000	改定せず	4.2月
346,000		4.2月

報酬等条例改正内容

H17.10.1～(9月議会)			H18.4～(独自カット)			H20.4.1改正			H22.4.1改正		
報酬額	改定率	新報酬額	報酬額	改定率	新報酬額	報酬額	改定率	新報酬額	報酬額	改定率	新報酬額
市長	+37,000(+4.1%)	940,000	846,000	90/100	760,000	592,200	3/10	880,000	880,000	△60,000(▲6.4%)	880,000
副市長	+25,000(+3.4%)	760,000	722,000	95/100	685,000	649,800	1/10	712,000	712,000	△48,000(▲6.3%)	712,000
教育長	+2,500(+0.4%)	685,000			638,000			638,000	638,000	△47,000(▲6.9%)	638,000
議長	+52,000(+13.1%)	462,000	12,000		448,000			448,000	448,000	△14,000(▲3.0%)	448,000
副議長	+68,000(+22.5%)	382,000	12,000		370,000			370,000	370,000	△12,000(▲3.1%)	370,000
議員	+65,000(+23.2%)	357,000	12,000		346,000			346,000	346,000	△11,000(▲3.1%)	346,000

H21.1～2月独自カット		
特例条例	減額率	減額率

↑ 答申との差額

※H17.8.18の答申内容(議員報酬額)と実際の報酬改定額が異なる理由

議員の政務活動費が、この時点では条例化されておらず、実質、報酬額に政務活動費相当額を上乗せした額で諮問がなされていた。答申いただいた額では政務活動費が保障されないということで、議員から意見が出され答申後に再度委員にご参集いただき答申額に政務活動費を上乗せした額で条例改正を行うことで御理解、御承認をいただいた。

(H23.4月～政務活動費の支給について条例化された)

特別職等の期末手当支給率の推移（宍粟市における期末・勤勉手当（ボーナス）の改定履歴）

	人勸の実施状況		宍粟市（一般職）		宍粟市（特別職：三役）		宍粟市（議員）	
	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減	年間支給月数	対前年比増減
平成16年	4.40月	—	4.40月	—	4.35月	—	4.35月	—
平成17年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.40月	+0.05月	4.35月	(※1)
平成18年	4.45月	—	4.45月	—	4.40月	—	4.35月	—
平成19年	4.50月	+0.05月	4.45月	(※2)	4.40月	(※4)	4.35月	(※3)
平成20年	4.50月	—	4.50月	+0.05月	4.40月	—	4.35月	—
平成21年	4.15月	▲0.35月	4.15月	▲0.35月	4.05月	▲0.35月	4.00月	▲0.35月
平成22年	3.95月	▲0.20月	3.95月	▲0.20月	3.85月	▲0.20月	3.80月	▲0.20月
平成23年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成24年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成25年	3.95月	—	3.95月	—	3.85月	—	3.80月	—
平成26年	4.10月	+0.15月	4.10月	+0.15月	4.00月	+0.15月	4.00月	+0.20月
平成27年	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.10月	+0.10月	4.10月	+0.10月
平成28年	4.30月	+0.10月	4.30月	+0.10月	4.20月	+0.10月	4.20月	+0.10月
平成29年	4.40月	+0.10月	4.40月	+0.10月	4.20月	—	4.20月	—
平成30年	4.45月	+0.05月	4.45月	+0.05月	4.20月	—	4.20月	—
令和元年 (案)	4.50月	+0.05月	4.50月	+0.05月				

(※1) 議会で議員が自ら否決し改定見送り

(※2) 合併後の厳しい財政状況を受け選及改定せず、翌年度から改定

(※3) 市長と議員で協議し、改定見送り

(※4) 市長と議員で協議し、改定見送り

特別職(三役)と議員との支給率を差をなくすため同率にするよう改定

職員との比較(合併以降の報酬等推移)

※期末手当の欄は、期末手当と勤労手当を合わせた年間支給月数を記載しています。(単位:月)

17年議会で議員部分のみ否決

年度 ※掲げは審 議会開催年度	一般行政職						特別職 (3役)			報酬月額(円)			全議員			
	平均 年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	対前年比 増減額 (円)	(参考)給与勧告の実施状況		市長	副市長	教育長	期末手当	対前年比 増減	議長	副議長	議員	期末手当	対前年比 増減
					月例給 勧告率	期末勤労 支給月数										
H17.4	41.8	340,313	402,887		▲0.36%	4.45月	860,000	700,000	650,000	4.4月	+0.05月	398,000	302,000	280,000	4.35月	—
H17.10																
H18	42.1	343,329	431,445	28,558	—		940,000	760,000	685,000		—	462,000	382,000	357,000		—
H19	42.4	338,413	420,307	▲ 11,138	▲0.35%	4.50月 (4.45月)	(846,000)	(722,000)	(650,750)		—					市長が議員と協議し、期末手当支給率一改正せず
H20	42.0	335,204	399,081	▲ 21,226	—	(4.50月)					—					—
H21	42.8	335,234	427,981	28,900	▲0.22%	4.15月				4.05月	▲0.35月				4.00月	▲0.35月
H22	42.9	334,216	430,148	2,167	▲0.19%	3.95月	880,000	712,000	638,000	3.85月	▲0.20月	448,000	370,000	346,000	3.80月	▲0.20月
H23	42.9	331,489	431,304	1,156	▲0.23%						—					—
H24	43.1	330,745	415,841	▲ 15,463	—						—					—
H25	43.1	330,705	411,122	▲ 4,719	—						—					—
H26	43.1	331,558	413,896	2,774	0.27%	4.10月				4.0月	+0.15月				4.0月	+0.20月
H27	43.5	330,623	421,931	8,035	0.36%	4.20月				4.1月	+0.10月				4.1月	+0.10月
H28	42.9	326,515	414,204	▲ 7,727	0.17%	4.30月	880,000	712,000	638,000	4.2月	+0.10月	448,000	370,000	346,000	4.2月	+0.10月
H29	42.7	324,286	410,659	▲ 3,545	0.15%	4.40月				4.2月	—				4.2月	—
H30	42.0	318,264	394,693	▲ 15,966	0.15%	4.45月				4.2月	—				4.2月	—
R01(案)					0.15%	4.50月					+0.05月					

※H25.7月～H26.3月:職員、特別職(3役)、議員とも国の要請(東北六震災財源措置等)に伴う減額措置実施 ※H18～21年度は特別職(3役)は報酬月額の減額措置(10%独自カット)を実施

給料(報酬)月額 : (一般職員) 1.26%～5.6%減
 期末(勤労)手当 : (一般職員) 3%減
 : (特別職3役) 10%減
 : (議員) 5%減
 管理職手当月額 : 5%減

※H21.1～2月は市長はさらに30%、副市長は10%を独自カット

過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

※ 平成23年度及び平成25年度は、未開催

項目	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度
諮問内容	市長 860千円 → 900千円 助役 700千円 → 730千円 教育長 650千円 → 650千円 議長 398千円 → 475千円 副議長 302千円 → 400千円 議員 280千円 → 357千円	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮問の趣旨	合併協議会にて合併時の特別職の報酬等は、山崎町の例とし、合併後速やかに調整する決定事項を受け、人口規模等の類似団体等を参考に、市の財政状況等の特別事情を考慮した額を諮問	H17年度の改定から2年が経過したことを受け、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度の改定後4年が経過し、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市における報酬等の変動により、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問	H21年度の改定後6年が経過し、近隣団体の状況や消費者物価等の社会情勢、市の財政状況等を勘案し、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問	H27年度の開催から2年が経過し、その間の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額が適正か否か、また期末手当について職員と同様（人事院勧告に準じる）に改定することについて諮問	期末手当の支給割合を職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非及び人事院勧告による改定が示された場合の支給率改定に関する考え方について諮問 ※ 報酬については諮問しない。
答申内容	市長 940千円 助 役 760千円 教育長 685千円 議長 450千円 副議長 370千円 議員 345千円	特別職 5%の引下げ 議会議員 5%の引下げ	特別職 概ね6%の引下げ 議会議員 概ね3%の引下げ	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き
答申の趣旨	県内における人口規模、標準財政規模の類似団体との比較検討を行い、合併市との差を考慮した額とする。議員報酬については、上記のほか、他の合併市における定数減の実施状況を考慮し、合併市の平均から4%の減額	特別職は職務に応じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引き下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	H17年度と同様に、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市の平均との差を考慮した額とする。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、均衡を逸している状態にない。職員の重さや定数削減に努めた点は理解するが、市の財政状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当時の状況に相応した状態にある。職員の重さや改革に取り組み始めた点は理解するが、市の財政や地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえて総合的に判断し、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適当である。
意見要望等	今後の経済状況や市の人口動態の変動的な対応が必要がある。2年ごとに見直しをすることが望ましい。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	将来的に持続可能な行政運営を行うため、市長等の特別職並びに議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を認識され、山積する市民の要望にこたえるべく一層の効率化・効果的な行政運営に努めること。市民の期待を損なわないようしっかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	現行の報酬は今までの議論の結果として定められていることを尊重し、この2年間に財政状況が大幅に改善されていないのであれば据え置くべきではないか。議員の活動が目に見えない。難しいと思うが推し量る指標が必要ではないか。地域で経済が循環する仕組み、それにより市の財政状況が改善されるような取組みを熟考する。	【支給率改定に関する考え方】 ・一般職員に準じて人事院勧告とありの改定は行わない。 ・人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会の開催を判断すべき。 ・審議会の開催予定のない年度で、人事院勧告がなされた場合も、社会情勢等に大きな変化があるときは、審議会を開催すべき。 ・画一的に、毎年開催する必要がある。
審議回数	4回	3回	4回	3回	3回	1回
改定状況	9月議会にて改正条例の議決（H17年10月実施）	3月議会にて改正条例は否決（未実施）	3月議会にて改正条例の議決（H22年度実施）	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。

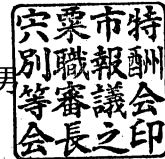


平成 29 年 12 月 13 日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 小林 國男



宍粟市特別職報酬等の額について（答申）

平成29年11月20日付宍企総第509号にて審議会に対し諮問された市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額について、審議の結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長の給料額並びに議会議員の報酬額等については、現行どおり据え置くことが適当である。

市長、副市長及び教育長の給料額 （月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	4.20か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
議会議員の報酬額（月額）及び期 末手当支給割合	議 長	448,000円	4.20か月
	副議長	370,000円	
	議 員	346,000円	

審議経過等

1. はじめに

平成29年11月20日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、「宍粟市特別職報酬等の額」について諮問書が提出された。

諮問の内容は、平成27年度の開催から2年が経過し、この間の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬金額が適正か否か、また市長、副市長及び教育長並びに議会議員の期末手当について、職員と同様、人事院勧告に準じ改定することの是非について、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本審議会においては、当市を取り巻く諸事情を踏まえ、兵庫県下各市の報酬等の状況、職員のこの2年間の給与の改定状況などを参考に、さらには市内の経済状況や市民感情等さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	平成29年11月20日（月）	辞令交付、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	平成29年11月29日（水）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議・検討
第3回	平成29年12月6日（水）	答申案の審議・検討

【検討資料】

- ①特別職及び議会議員の報酬等に係る答申及び条例改正の経緯
- ②過去の特別職報酬等審議会の審議結果等
- ③県内他市の給料、報酬、期末手当（月額ベース、年額ベース）
- ④県内他市のうち、人口、財政状況、面積等が類似する団体との比較
- ⑤職員との比較
- ⑥人事院勧告の手順
- ⑦給与勧告の実施状況経緯
- ⑧平成29年国家公務員給与法一部改正法律案概要
- ⑨議会議員の本会議、委員会等の開催状況

3. 市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当について

市長、副市長及び教育長の給料額は、平成22年度以降据え置きとなっているが、あらためて県内の人口、財政状況、面積等が類似する市、更には合併市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の給料及び期末手当であると考えられる。

地方分権・地域創生が推進され、これまで以上に特別職の果たすべき職務内容や職責は大きくなっている。市の行政機関における最高責任者としての極めて高度な判断と強い統率力が要求され、その給料は責任ある重要な職責にふさわしいものでなければならない。しかし、当市の厳しい財政状況や地域の経済状況等を踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

また、期末手当についても、給料と一体のものとして捉え、現行の支給率を据え置くことが適当であると判断した。

4. 議会議員の報酬及び期末手当について

議会議員の報酬についても、市長等と同様に平成22年度以降据え置

きとなっているが、あらためて県内の人口、財政状況、面積等が類似する市、更には合併市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の報酬及び期末手当であると考えられる。

平成28年12月の第72回宍粟市議会において議員定数を2人削減し、16人とする条例が可決され、また、平成29年3月には議会基本条例の趣旨に基づき政策研究会を設置するなど、積極的な活動に取り組まれていることは理解する。しかし、依然として厳しい当市の財政状況や地域の経済状況等を踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

また、期末手当についても、特別職と同様の措置を求める。

5. おわりに

当市においては、人口減少、少子高齢化及び過疎化の進行が深刻な課題となっており、財政面においては、少子高齢化に伴う人口構造の変化や合併特例債の段階的削減等により、歳入の減少が予想される場所である。

今後は、このような厳しい社会状況を的確に受け止めながら、当市が理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、市長等の特別職が強いリーダーシップを発揮し、スピード感をもって、人口減少対策や地域経済の発展など、様々な課題に対処することを大いに期待する。

また、議会の議員は、市民代表として行政に対するチェック機能だけでなく、行政側から提案された予算や条例を議決する議決権を有しており、行政需要の多様化、複雑化に対応するため、その職責の遂行にあたっては、高い見識と専門的知識が従来以上に要求されている。広く住民の意見や要望の把握に努めるとともに、その議員活動について、積極的に市民へ情報を発信するなど「議員活動の見える化」について、更に推進されることを期待する。

当市が将来に向かって持続可能なまちづくりを進めていくため、市長等の特別職及び議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を改めて認識され、山積する課題や市民の要望に応えるべく、行政経営の観点から真に優先すべき事業を取捨選択し、より一層の効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう切望する。

6. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望があったことを付言する。

【意見】

- ・特別職については、その職責や勤務日数から考えると、現行の給料は低いのではないかと。
- ・特別職の出勤が多くて大変であることは承知しているが、その出勤日全てを給料の対象として考える必要はないのではないかと。
- ・議員定数は、地方自治法の改正前の基準（26人）からすると少ないようであるが、報酬検討の材料として考慮する必要はないかと。
- ・特別職等のボーナスについて、民間の感覚によるボーナスと違うことは分かっているが、多いかと思う。
- ・年金を受給されている年齢の方で、年金と議員報酬の両方を受給されているのであれば、今の報酬は少し高いと思う。
- ・現行の給料及び報酬は、前回までの当審議会の議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間で当市の財政状況が大幅に改善されていないのであれば、今までの議論を根拠に報酬額等を据え置くべきではないかと。

- ・「自治会長は議員と同じような（陳情や要望書など）活動をしているがボランティアに等しい報酬でやっている。」といった声をよく聞く。
- ・議員の活動が目に見えない、仕事の内容がわからないといった声をよく聞く。
- ・議員の活動を推し量る客観的な資料がない。
- ・給料や報酬の現行水準の妥当性を、客観的に根拠をもって説明することは難しい。

【要望】

- ・京阪神等行き的高速バス等、公共交通の利便性が向上しているのはよいことだが、地元（市内）で経済が循環する仕組みを考えていただきたい。多くの市民が地元（市内）で消費し、それにより企業が成長し、雇用が生まれることで、当市の地域経済が活性化し、ひいては市の財政状況が改善できるような取組みを熱望する。
- ・議員報酬の審議の際、議員の活動内容について評価する必要があるが第三者機関が数値で評価するような指標ができればと思う。行政の質を数値化するのは難しいと思うが、少なくとも、議員がどれくらいの時間を割いて業務を行っているのか等の資料が必要と考えられる。
- ・4月に選挙が実施され、市長・議員ともに、それぞれ新たな任期で職務に励まれている。前回の答申では“その働きに大いに期待して”との言葉を添えて据え置きとしていたが、今回の答申では“その積極的な働きに益々の大きな期待を込めて”据え置きとしたい。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
小林 國男	宍粟市連合自治会 副会長	会長
本條 昇	宍粟市商工会 地区代表理事	職務代理者
下川 秀美	宍粟市消費者協会 会長	
山木 康子	J Aハリマ 理事	
松本 則夫	公募委員	



平成30年12月7日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 小林 國男



宍粟市特別職等の期末手当支給割合について（答申）

平成30年11月21日付宍企総第510号にて、当審議会に対し諮問された宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申する。

答 申

宍粟市特別職等の期末手当支給割合については、現行どおり据え置くことが適当である。

職の別	期末手当支給割合	【参考】 給料・報酬月額
市長、副市長及び 教育長	4.20月	市長 880,000円
		副市長 712,000円
		教育長 638,000円
議会議員	4.20月	議長 448,000円
		副議長 370,000円
		議員 346,000円

審議経過等

1. はじめに

平成30年11月21日に市長から本審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、宍粟市特別職等の期末手当支給割合について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、一般職員の期末手当の支給割合についてプラス改定が続いていることを受け、「特別職及び議会議員の期末手当支給割合を一般職員と同様に、人事院勧告に準じ改定することの是非」について及び「人事院勧告による改定が示された場合の特別職等の期末手当支給割合の改定に関する考え方」について、本審議会へ意見を求められたものである。

【開催状況】

開催日：平成30年11月21日 月曜日

内 容：辞令交付、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答、協議

【検討に用いた資料】

- ①特別職の報酬等（答申及び条例改正経緯）
- ②宍粟市における期末・勤勉手当（ボーナス）の改定履歴
- ③特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ④一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要
- ⑤給与勧告の骨子
- ⑥給与改定の推移
- ⑦近隣市の特別職・議員等の期末手当支給率：平成30年度の改定状況
- ⑧県内他市の給料、報酬、期末手当
- ⑨平成29年度 宍粟市特別職の報酬等の額について（答申書）

2. 審議経過

本年度の審議については、昨年度の審議において重視した当市の財政状況等を考慮しつつ、また、兵庫県内の類似する市における期末手当支給割合の改定状況等を参考に、地域の経済状況や市民感情等さまざまな角度から、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

3. 特別職等の期末手当支給割合について

特別職及び議会議員の期末手当支給割合は、平成28年度に0.10月のプラス改定がなされ4.20月となって以降は、据え置きとなっている。

国を挙げて地域創生が推進される中、特別職や議会議員の職責は年々大きくなっており、それにふさわしい給料等（期末手当）が支給されるべきであるが、当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. 特別職等の期末手当支給割合の改定に関する考え方について

3とあわせて意見を求められた「人事院勧告による改定が示された場合の特別職等の期末手当支給割合の改定に関する考え方」について、本審議会の意見は、次のとおりである。これを踏まえ、今後の改定方法や審議会の開催等について、適切に検討されたい。

- ・ 一般職員に準じて人事院勧告どおりの改定は行わない。
- ・ 審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。
- ・ 審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告がなされなかった場合においても、社会情勢等に大きな変化がある場合は、必要に応じ、審議会を開催すべき。
- ・ 画一的に、毎年開催する必要はない。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
小林 國男	宍粟市連合自治会 副会長	会長
本條 昇	宍粟市商工会 地区代表理事	
下川 秀美	宍粟市消費者協会 会長	
山木 康子	J Aハリマ 理事	
松本 則夫	公募委員	職務代理者

—給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント—

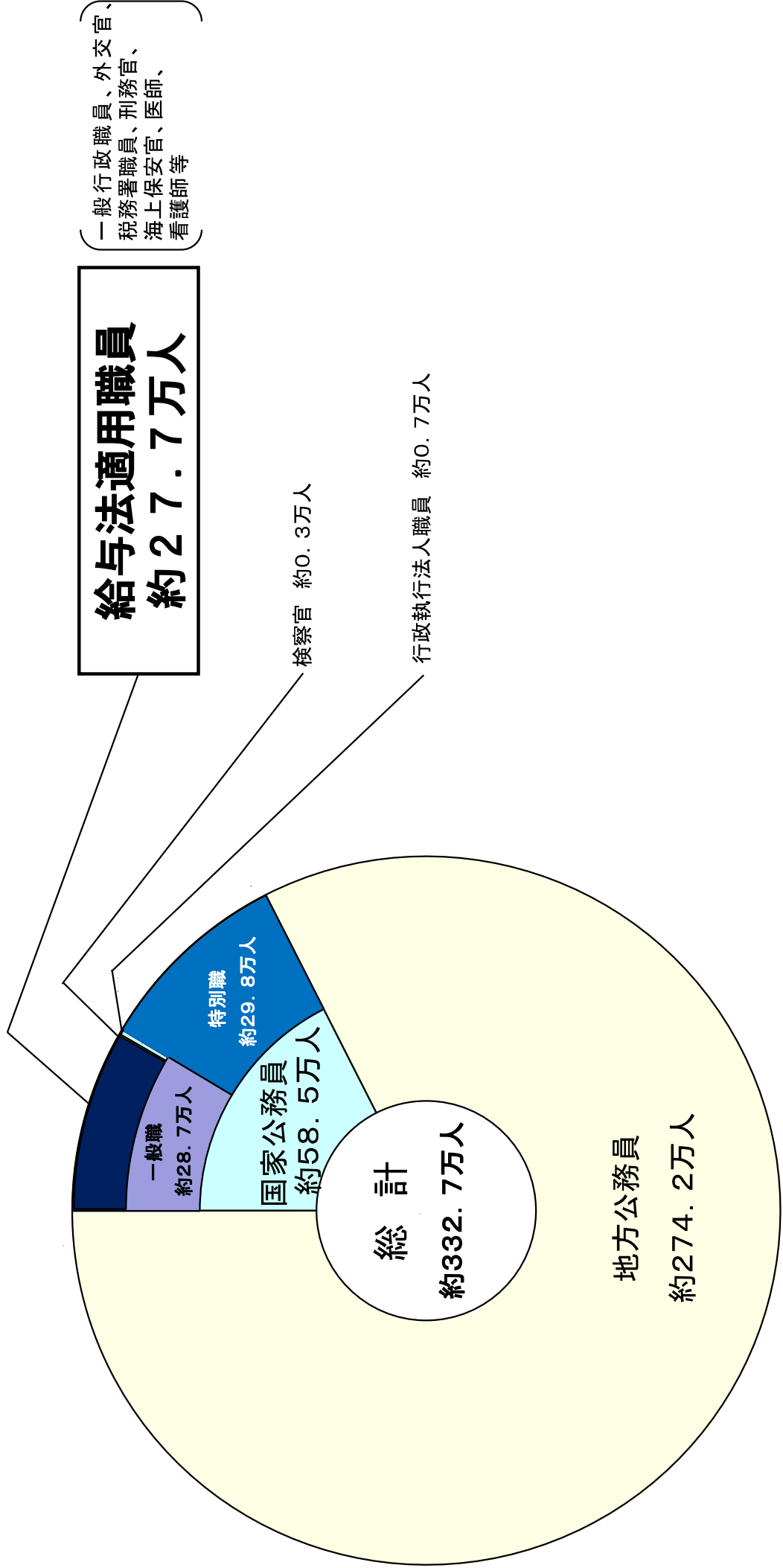
令和元年8月
人事院

目次

①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	民間給与との比較	3
④	民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	4
⑤	民間給与との較差に基づく給与改定	5
⑥	本年の勧告のポイント	6
⑦	国家公務員モデル給与例	7
⑧	給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)	8

① 給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.5万人と、地方公務員約274.2万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約27.7万人です。



(注) 1 国家公務員の数は令和元年度末予算定員等による。
 2 地方公務員の数は総務省「平成30年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

② 給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給与）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給割合を合わせることが基本に勧告を行っています。

国家公務員給与の調査

4月分給与
約25万人
(新規採用者等を除く)
全員を対象
個人別調査

各地域において有識者、
中小企業経営者等と意見交換

各府省、職員団体等
の要望・意見を聴取

国家公務員（行（一））と民間の月例給与を比較
役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較
(ラスパイレス方式)

水準の改定、俸給制度・諸手当制度の見直し

人事院勧告・報告

法案提出

国会
(給与法の改正)

内閣
(勧告の取扱い
決定)

民間給与の調査

4月分給与
約55万人を対象
従業員別調査

企業規模50人以上かつ
事業所規模50人以上の
事業所を实地調査

母集団事業所
約58,800事業所のうち、
約12,500事業所を調査

**給与改定や
諸手当の支給状況
ボーナス**
(前年8月から当年7月まで)
事業所別調査

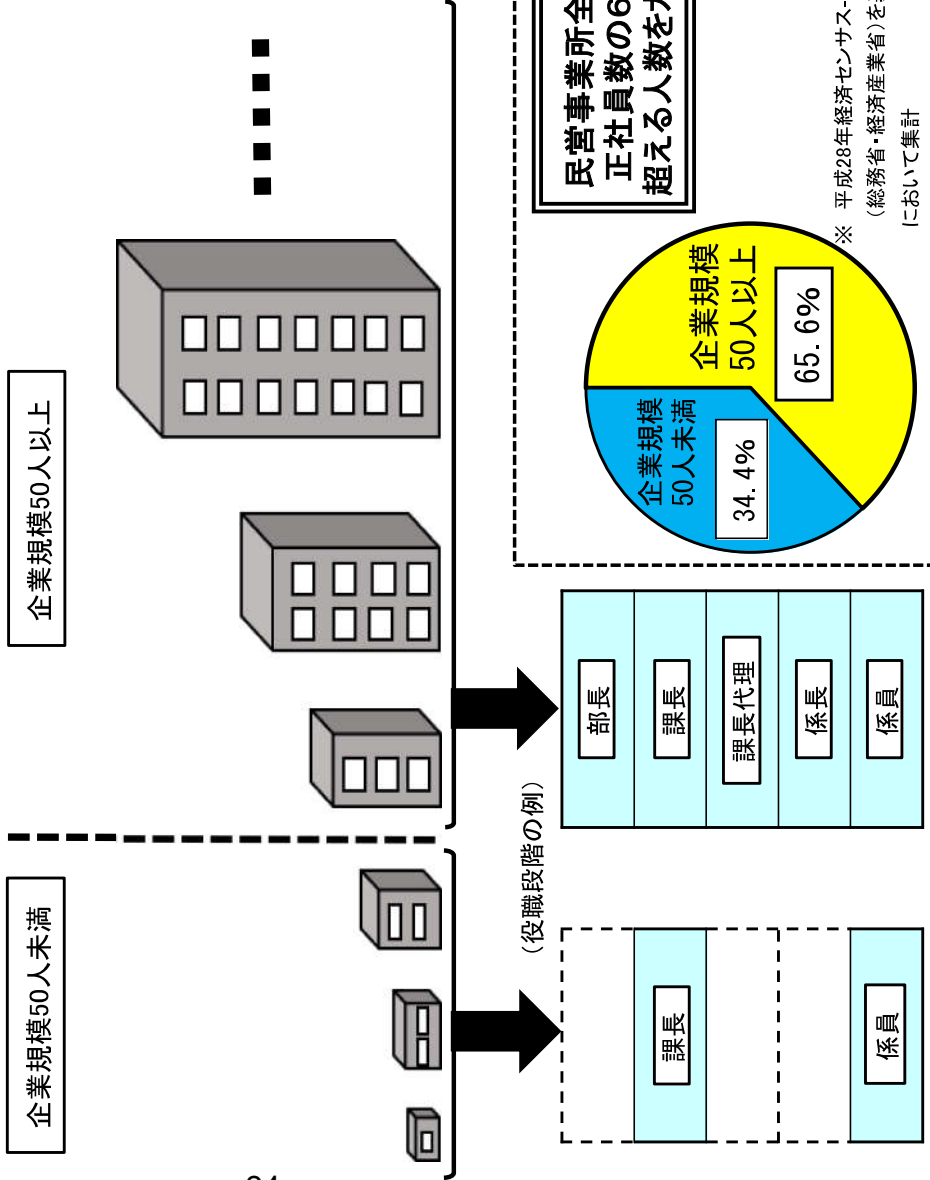
**国家公務員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較**

情勢適応の原則
(民間準拠)

③ 民間給与との比較

調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、実地による精緻な調査が可能



民営事業所全体の
正社員数の6割を
超える人数をカバー

比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウエイトを用いたラスパイレース比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

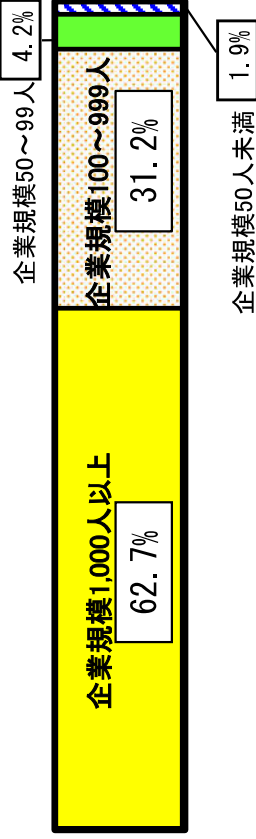
(地域手当1級地(東京23区)～7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は④ 民間給与との比較方法(ラスパイレース比較)を参照

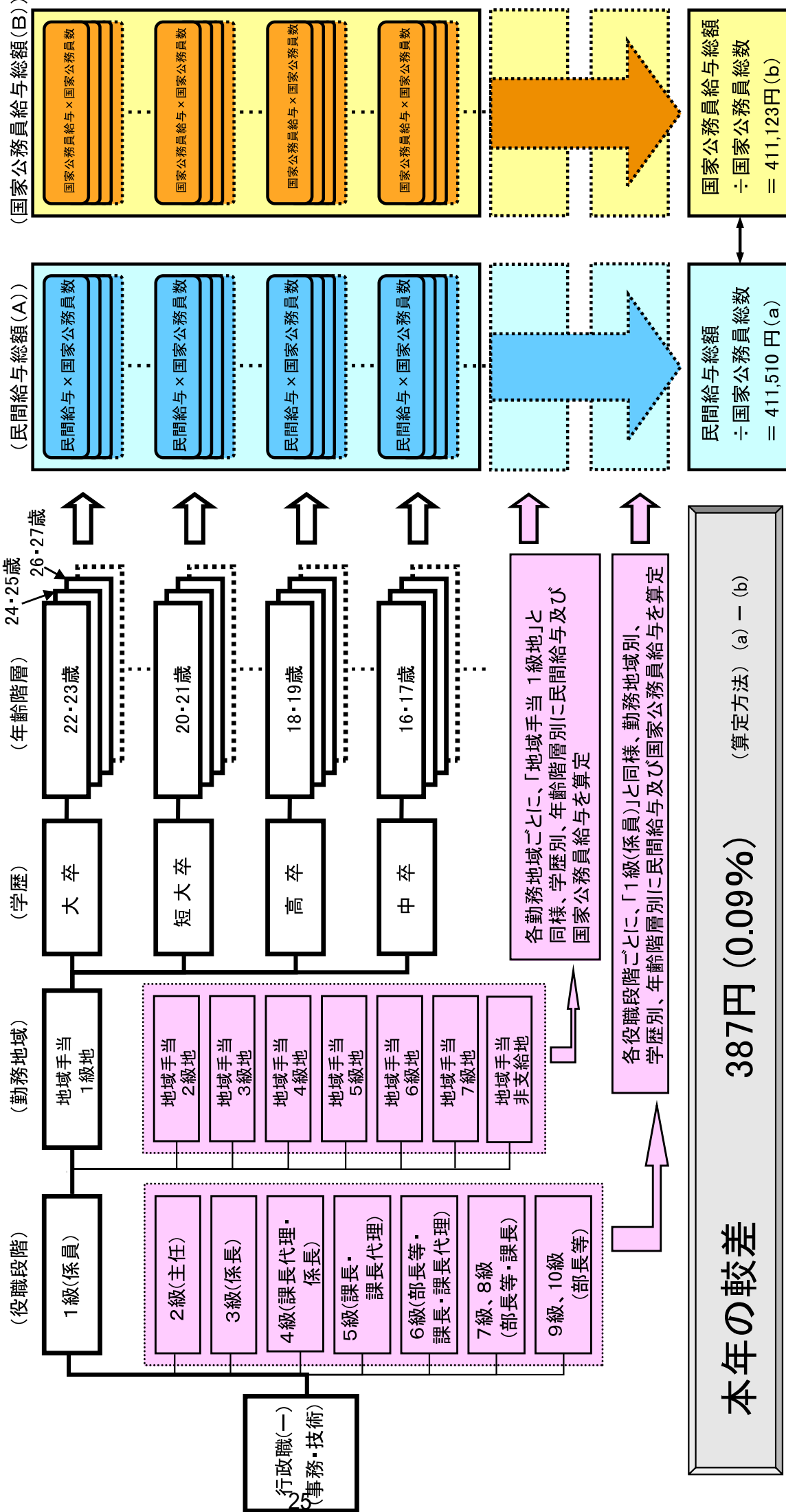
(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模



※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象[人事院調査]

④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

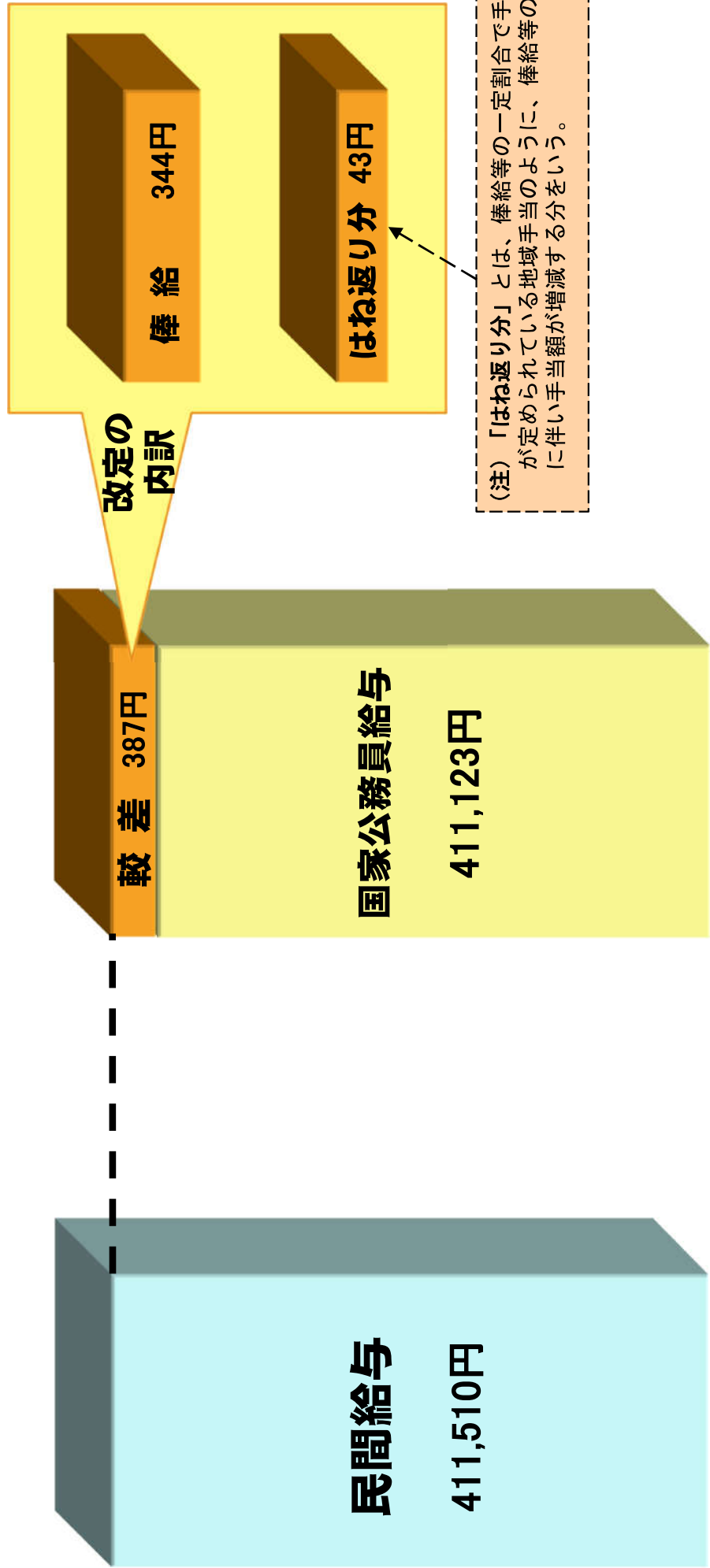


(注1) 平成31年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

⑤ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 387円 (0.09%) を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



⑥ 本年の勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

(1：平成31年4月1日から実施、2：法律の公布日から実施、3：令和2年4月1日から実施)

- 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分
- 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

1 俸給表

(1) 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

(2) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き上げ、4.50月に改定(現行4.45月)
- ・ 民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

3 住居手当

- ・ 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)
 - ・ 民間における住宅手当の支給状況を踏まえ、手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)
- ※ 手当額が2,000円を超える職員については、1年間、所要の経過措置

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 411,510円 年間給与 6,800,000円 (勧告前との差 月額：387円 年間給与：27,000円)

⑦ 国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勤告前		勤告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	148,600	2,436,000	150,600	2,476,000	40,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	180,700	2,962,000	182,200	2,995,000	33,000
	25歳	192,400	3,153,000	193,900	3,188,000	35,000
	30歳	226,600	3,714,000	228,100	3,750,000	36,000
	35歳	273,100	4,536,000	273,600	4,559,000	23,000
係長	40歳	299,000	4,966,000	299,000	4,982,000	16,000
地方機関課長	50歳	412,900	6,725,000	412,900	6,745,000	20,000
本府省課長補佐	35歳	442,880	7,353,000	442,880	7,376,000	23,000
本府省課長	50歳	746,160	12,600,000	746,160	12,642,000	42,000
本府省局長	—	1,074,000	17,804,000	1,074,000	17,879,000	75,000
事務次官	—	1,410,000	23,374,000	1,410,000	23,473,000	99,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

⑧ 給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)

	月例給		特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%	
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%	
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%	
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%	
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%	
平成16年	-	4.40月	-	-	-	
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%	
平成18年	-	4.45月	-	-	-	
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%	
平成20年	-	4.50月	-	-	-	
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%	
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%	
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%	
平成24年	-	3.95月	-	-	-	
平成25年	-	3.95月	-	-	-	
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%	
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%	
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%	
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%	
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%	
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%	